

**平成 21 年度第 1 回知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会
議事録**

日時：平成 21 年 6 月 17 日 13:30～15:30

場所：斜里町産業会館

出席者：別紙のとおり

議事概要：

1. 開会

協議会長（釧路自然環境事務所長）より挨拶

協議会副会長（斜里町長：代理副町長）より挨拶

事務局（環境省）より資料確認

議題 6 と資料 6 の「会議資料等の公開について」を「会議資料等の公開方法の変更に
ついて」に変更したい。

2. 議事

（1）平成 20 年度収支決済報告について

事務局（斜里町）から平成 20 年度収支決算報告（資料 1）について説明

（2）平成 20 年度会計監査報告について

監事（網走南部森林管理署）から平成 20 年度会計監査報告（資料 2）について説明

司会：平成 20 年度収支決算報告及び会計監査報告について質問・ご意見を。

- 質疑なし

司会：平成 20 年度収支決算報告及び会計監査報告についてご了承いただくということ
よろしいか。

- 異議なし

（3）平成 21 年度自動車利用適正化対策の方針及び実施内容について

事務局（環境省）から平成 21 年度自動車利用適正化対策の方針及び実施内容について（資
料 3）について説明

司会：平成 21 年度自動車利用適正化対策の方針及び実施内容についてご意見・ご質問を

- 質疑なし

司会：平成 21 年度自動車利用適正化対策の方針及び実施内容についてご了承いただくとい
うことよろしいか。

- 意義なし

(4) 平成 21 年度収支予算(案)について

事務局(斜里町)から平成 21 年度収支予算(案)について(資料 4)説明

司会:平成 21 年度収支予算(案)についてご意見・ご質問を。

知床斜里町観光協会:斜里バスからの協力金が 20 万円減額している理由は。

斜里町:斜里バスより収支状況が厳しいので減額したいという要望を以前から受けており、事務局で検討したところ、協力金が減額しても何とかやりくりできるだろうということで判断した。

知床斜里町観光協会:シャトルバスを運行する上で、利用者人数の推移が重要である。利用者の推移は把握しているのか。

環境省:シャトルバスの乗車人数は、2008 年度 24,537 人、2007 年度 29,014 人、2006 年度 31,081 人となっており、徐々に減少している。

司会:他にご質問・ご意見がないようであれば、平成 21 年度収支予算については案のとおり、ご了承いただくということによろしいか。

- 異議なし

(5) 平成 23 年度以降の現規制区間のマイカー規制について

事務局(環境省)より平成 23 年度以降の現規制区間のマイカー規制について(資料 5-1)及び、知床国立公園マイカー規制にかかる利用者動態予想調査概要(資料 5-2)について説明

環境省:資料 5-2 は、知床五湖が利用の調整が行われたあとに大幅に渋滞する可能性があるという資料である。カムイワッカがどの程度渋滞するかについても、この資料から敷衍して考えることができると思う。今回の協議では今後のマイカー規制の方針を決定するのではなく、まず事実関係について共通認識をもちたい。今後カムイワッカが渋滞するかどうかはわからないが、予測はしなければならない。いざ始まって渋滞していたでは困る。事務局としては、23 日間の規制では混乱があるのではないかと考えている。また、環境省としては、国立公園のあり方として排気ガスを出して車を通すよりも、ある程度規制をしてバスを通すことで自然環境に配慮していきたいと考えている。

司会:事務局よりマイカー規制の経緯と工事終了に伴う課題について説明を行った。スケジュールについては案を提出したが、この件について質疑応答はあるか?

知床斜里町観光協会:何の手続きもしない場合、平成 22 年度の工事が終了した段階で、どのようなになるのか説明してほしい。

環境省:平成 23 年度以降まだ工事が続いており、工事を行っていても何も手続きを行わなければ、公安委員会より「毎年 70 日間行う」というものなのでそのまま規制は残る。まずは、工事が終わったので規制を解除してほしいという要望をあげた上で、混雑が

予想される期間については、この期間について規制をかけてほしいと要望する形になる。ただし、解除の要望を行う際に、解除後に混乱がないということを示す必要があるため、このふたつの要望は事実上、同時に行うこととなる。

司会：その他、質問はあるか。

知床自然保護協会：カムイワッカから知床大橋までの通行については検討の対象にならないのか。

環境省：土木現業所からカムイワッカから知床大橋までの間の工事の目処はたっていないと聞いており、平成 23 年度以降の規制を考える上では、目処が立っていない区間についてはいったん置いておいて、平成 23 年度にどのような体制をとるかを優先的に考えていきたい。

知床自然保護協会：資料に平成 16 年度までの規制と同じとあるのは、カムイワッカから知床大橋に行くことを前提とした考えではなく、期間の 23 日間が同じという意味か。

環境省：そのような意味である。

知床斜里町観光協会：知床国立公園の中の道路の利用についてどうするかという話題だが、道路交通法上のあり方として逃げている印象がある。国立公園の利用の在り方として、自己責任による自然公園の利用ということ、知床五湖の利用調整と合わせて真剣に検討してほしい。硫黄山の登山口にしても、登山者としては理解できない理由で通行禁止されているという印象。

環境省：自己責任による自然公園の利用というのは重要な課題。一方で、奥入瀬の裁判の例から分かるように、国立公園であるから安全管理はすべて自己責任であるという形にはならない。このあたりは、環境省としても、どのような地域でどのような情報提供をしていけば、自己責任による安全管理というのが認められるかなどについて、専門家の意見なども聞きながら検討していく予定。23 年度の規制にあり方については、自己責任による利用とは切り離して、工事終了後、混乱がない形にするためにどうしたら良いかという観点から皆さんと一緒に考えていきたい。

知床自然保護協会：カムイワッカから大橋までは工事を行わず、当面は通行止めにするということだが、現場を見たかんじでは危険箇所は大橋の直前の崖であると思う。大橋の前の危険箇所の手前まで入らせてもらえないのか。

土木現業所：最も費用がかかるのは、カムイワッカの先の通称「バリカン」と呼ばれる大崩落地の部分であり、大橋より手前がどうかということではない。道路管理者としては道道である以上は安全第一であり、この区間については、事業費が莫大にかかることから、工事の目処は立っていない。

司会：今の説明のとおり、カムイワッカから知床大橋までについては、工事の見通しは立っていないということであり、見通しの立っていないことを議論するのではなく、まずは

工事が終わった直後の規制をどうするかということ、現状で明らかな事実をもとに議論していきたい。カムイワッカから知床大橋までは通れた方が良いが、目処が立っていない以上、ここでは切り離して議論を進めたい。このような形で議論を進めることとして、資料 5-1 は、検討にあたって踏まえるべき事実関係を述べているものであり、これを共通認識として今後議論していくということによろしいか。

- 異議なし

司会：資料 5 の今後のスケジュールにあるとおり、これらの事実関係を踏まえて、まずは、観光協会、警察、土現、環境省、斜里町、網走支庁で調整を進め、そこで検討された案を 10 月頃に開催する協議会で議論するということによろしいか。

知床斜里町観光協会：打合せは、一度ではなく、何度か必要である。

環境省：一定の合意が得られるまで、複数回行いたいと考えている。まずは、6 月下旬から 7 月上旬にかけて、第一回の打合せを実施したい。

知床斜里町観光協会：カムイワッカの湯の滝の方も問題。地質の変化、崩落もある。現実に変化の内容状況について北大の伊藤先生も調査を行っている。そのような人の意見も何らかの形で反映してほしい。

司会：カムイワッカの湯の滝については湯の沢協議会で議論されている事項であるので、湯の沢協議会事務局の斜里町から検討状況を説明してほしい。

斜里町商工観光課：湯の沢については地質調査を行った伊藤先生の報告によると、去年は崩落については特に変化は見られなかったとのこと。去年のマイカー規制協議会でも報告しているが、カムイワッカの利用は湯の沢協議会で数度の話し合いの結果、今年度は 1 の滝までとしている。カムイワッカの滝そのものをどこまで使うかによって魅力が大きく変わってくる。今後も観光協会等と協議しながら考えていきたい。

司会：湯の滝の利用については、湯の沢協議会で議論すべき事項であるが、マイカー規制の協議会と湯の沢協議会で、十分な情報共有しながら進めていくこととしたい。

司会：今後のスケジュールとしては、今後、関係機関で打合せを行い案を調整していき、10 月ごろの協議会に案を示すという進め方によろしいか。

- 異議なし

(6) 会議資料等の公開方法の変更について

事務局（環境省）：会議資料等の公開方法の変更について（資料 6）説明

知床自然保護協会：議事録の確認については、出席者宛に確認するのか。それとも、各機関に確認するのか。また、郵送、メールなどの手段はどのようにするのか。

環境省：郵送を基本に考えているが、メールでも可能な場合は、メールも活用したい。行政機関に対しては、各機関の窓口の方に連絡することになる。その他の機関について

は、各機関の代表がよいか、出席者に個別に確認をするのがよいのかご意見を伺いたい。

知床自然保護協会：開催案内と一緒に、機関ごとで良いのでは。

司会：議事録の確認は、機関ごとに郵送によって行うことでよろしいか。

知床斜里町観光協会：観光協会は出席人数分の部数を送ってほしい。

環境省：そのあたりの要望については、今回は、個別に確認させていただきながら、議事録案を送付することとして、次回以降はルールを定めていくかたちとしたい。

司会：そのような形でよろしいか。

- 異議なし

(7) その他

事務局（環境省）：平成 20 年度第 2 回知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会議事録（参考資料 3）について、修正があれば今月中に事務局に連絡してほしい。

司会：全体を通して質疑はないか。

知床斜里町観光協会：今後のスケジュールや関係者の打ち合わせの場については環境省が主導となるのか。斜里町が主導するのか。

環境省：協議会事務局は環境省、網走支庁、斜里町からなり、そのどこが主体ということではなく、3 者が協力して行っていく。

司会：他はないか。

網走土木現業所：資料 5-1 の 2 ページに「変更・解除に際しては、土現から工事が終了したため規制を解除・変更してほしいという旨の要望を提出する必要がある」とあるが、土現には規制を解除してほしいという決定権がないので、工事終了の報告を行うが、解除の要望を行うことはない。

環境省：手続きについては北見方面本部に聞いたところ、土現からの要望規制の変更の要望が必要となるとのこと。

網走土木現業所：規制解除を要望することは土現からは要望できない。工事終了の事実を報告するだけ。規制を解除するかどうかの権限はない。

司会：要望の主体などの細かい点については、今後の打合せのなかで、具体化していくこととしたい。

知床斜里町観光協会：工事が終了したという報告だけではマイカー規制の期間の日程の変更にはならないのか。

北見方面本部：現在の規制については、平成 17 年 3 月 8 日付で土木現業所から 70 日間の規制について要請文書がでている。変更解除の要望については、道路管理権限で工事が終了したということで、規制を解除しどのようにするかは、土現と公安委員会で調整しながら進めることとなる。

司会：その他に意見等はないか。

- 質疑なし

3. 閉会

協議会副会長（網走支庁長：代理網走支庁環境生活課長）より挨拶

平成21年度第1回知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会
出席者名簿

【協議会構成機関・団体】

所 属	役 職	氏 名
北海道開発局網走開発建設部 網走道路事務所	技術管理課 課長補佐 道路1課道路調査専門官 工務課長	鈴木 正行 河崎 拓実 佐々木 清彦
北海道森林管理局網走南部森林管理署	署長 流域管理調整官 業務第一課長	高崎 道人 高橋 秀明 繪内 秀樹
北海道運輸局北見運輸支局	首席運輸企画専門官	池上 孝義
北海道警察北見方面本部交通課 斜里警察署	次席 規制統括官 規制係長 交通課長	倉下 隆廣 新貝 憲行 高平 昌幸 前田 順雄
北海道網走土木現業所 斜里出張所	企画調整室長 管理課長 道路建設課長 事業課長 企画調整室企画調整係長 管理課管理第二係長 道路建設課道路係長 事業課道路第一係長 事業課主任 所長 主査 主査	林 護 奥谷 哲郎 佐々木 亮 斉藤 敏昭 野原 守 片岡 弘人 宇都宮 靖 刀祢 真二 橋詰 竜輔 三上 三世 佐々木 健一 長谷川 寿
ウトロ自治会	総務副部長	藤崎 達也
株式会社ユートピア知床	代表取締役	喜来 規幸
北見地区ハイヤー協会		【欠席】
北見地区バス協会 斜里バス(株)	取締役事業統括本部長	下山 誠
財団法人自然公園財団知床支部	所長	金盛 典夫 古坂 博彰
財団法人知床財団	普及研修係長 普及研修係	寺山 元 山野 秀尚
知床温泉旅館協同組合	理事	梅沢 征雄
知床自然保護協会	理事	遠山 和雄
知床斜里町観光協会	会長 副会長 専務理事 理事	上野 洋司 佐々木 富美男 青木 憲一 松田 光輝
知床民宿協会	会長	小野寺 猛
環境省釧路自然環境事務所 ウトロ自然保護官事務所	所長 国立公園課企画官 首席自然保護官	北沢 克巳 荒畑 正広 高橋 啓介

	自然保護官 自然保護官補佐 自然保護官補佐	中村 仁 高橋 知里 伊藤 典子
北海道網走支庁	環境生活課長 自然環境係長	大館 弘幸 槇塚 貴稔
斜里町	副町長 経済部長 商工観光課観光係長 環境保全課自然保護係長 環境保全課自然保護係員	川副 秀樹 阿部 義則 午来 準一 岡田 秀明 東 優里